

平成 27 年 11 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.33 デジタル遺品

今年も残すところ、1 か月半。

今年はこれをやった！というものはありますか？

私は、親のことでいろいろ考えさせられたことは多かったですが、
「大したことやってないな～」という感じです(^_^;)



「終活」という言葉が定着してきました。財産の情報などをエンディングノートに書く人は多いと思いますが、パソコン、スマートフォン、タブレット、携帯電話、デジカメなどのデジタル品の情報を書く人はまだまだ少ないのではないのでしょうか。今回は、それらデジタル遺品のリスクをお伝えしたいと思います。



パスワードがわからないと開かない！！特にパソコン、スマホ、タブレットなどは、何らかのかたちで、パスワードを伝えておく

SDカード、USBメモリは、画像を全消去、初期化しても復元できる。
故人→見られたくない画像がある場合は、破棄しておく！！
遺族→リサイクルにだす場合に注意！！

最近ご主人を亡くした花子さんと、友人の友子さんの会話です。



花子さん：「主人のパソコンを開きたいけどパスワードがわからなくて困ってるの、ネットバンキングもやってみたいだし・・・」



友子さん：「信頼できる人でパソコンに詳しい人がいればいいけど、そうでないと、業者に依頼するしかないわね。心当たりのあるパスワードを試してみるといいけど、回数制限のあるものが多いし、ロックがかかってからでは業者も大変みたいよ。」

Ysuzuki05990@gmail.com

結局、花子さんは、友子さんから信頼できる業者を紹介してもらい、訪問日時を決めました。

(相続人が複数いる場合は、後々のトラブルを防ぐため、相続人全員の合意を得て行います) ところが、その約束の日までに、いくつかのトラブルが起こってしまったのです。

トラブル1 知らなかったFX取引



業者A：「実は、ご主人がパソコンでFX取引をされていて、スイスフランの急落で相場が急変し、強制決済も間に合わず、1,500万円の損失がでています。」



花子さん：「1,500万円の損失????? そんなの聞いてない!？」

ご主人は、退職金の一部を証拠金にあてFX取引を始めたそうですが、花子さんには伝えていなかったそうです。相場急変は、ご主人死亡の前日に起こり、連絡はパソコンに入っていました。それをすることはできませんでした。

トラブル2 オークションでお金を払ったのに商品が届かない



業者B：「ご主人がオークションに出していたゴルフクラブを落札した方から、入金したのに商品が送られてこないという連絡ありました。全部で5件になります。」

オークションなどやったことがない花子さん、友子さんにも協力してもらって、なんとか商品を送り届けました。慣れないことで、疲れ果てました。

業者に来てもらって、やっと、ご主人のパソコンを開くことができた花子さん。メールをチェックすると、インターネットバンキングやインターネット証券との取引があることがわかりました。各社と連絡をとり、相続手続きができました。



花子さん：「ブログ、Facebookは、どうすればいいかしら？ブログは、業界ではちょっと有名なサイトになっているし、Facebookを見てると主人が生きているみたいで・・・」

ブログ
ホームページ

Facebook

Twitter

mixi

など



友子さん：「ブログをそのままにしておくと、アカウントが乗っ取られ、訪れた人がウイルスに感染したり、偽サイトに誘導され被害に遭うケースもあるのよ。まずは、サイトを残すか、閉鎖するかを決めること。残す場合は、管理してくれる人がいるかを確認する。閉鎖する場合は、運営会社に連絡し、閉鎖してもらう。」

Facebookは、追悼アカウントにするか、アカウントを削除するかのどちら

かになるみたい。追悼アカウントだと、友人や家族が集い、その人の思い出をシェアすることができ、アカウントを完全削除すると、すべての情報が消えてしまうの。

また、自分で追悼アカウント管理人を設定することもできるの。ご主人が、生前に、花子さんや友人を指定しておいてくれたら、迷わずに済んだのにね。」

パスワード、IDを伝える

今回の情報発信は、萩原栄幸著「デジタル遺品が危ない」を読んで書いていますが、著者は、パスワードをエンディングノートに書いておくことを勧めています。エンディングノートで保管するリスクと、例えば、パスワード管理ソフトなどを利用し、それらを保管しておくリスクを比べれば、紙での保管のほうが、はるかにリスクが小さいと述べています。実際、パスワード管理ソフトが攻撃され、破られるという事件も起こっています。

ただし、銀行、証券会社等のパスワードなどは書かなくても、相続手続きはできますので、それらの記入はしないでください。

パソコン、スマホ、タブレットなどのデジタル商品は、生活と切り離せないものになっています。万一のことを意識して、エンディングノートなどに記載しておくといいですね。

(記載は自己責任でお願いします。万一被害に遭われても、責任は負いかねます)

スマイリング・エンディングノートの改訂版ができました。いろいろなデザインのもの無料でダウンロードしていただけます。HPをチェックしてくださいね。すべてのデザインでノート版も作りましたので、必要な方は、お知らせください。

情報発信、1年間お読みいただき、誠にありがとうございました!(^^)!

来年も、お役にたつ情報をお届けできるよう、がんばりたいと思います。

次回は少し早いですが、1月3日～5日頃にお届けします。

楽しいクリスマス&お正月をお迎えくださいませ。



◆行政書士10年 主婦20年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

相続、遺言、離婚、内容証明、
契約書全般、不動産(業務提携)など

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203(JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204